

経済要録

国 内

◆経済審議会、現行経済計画のフォローアップ報告書および経済審議会建議「6分野の経済構造改革」をまとめる

経済審議会は、12月3日、現行経済計画のフォローアップ報告書である「『構造改革のための社会経済計画—活力ある経済・安心できるくらし』の進捗状況と今後の課題」を内閣総理大臣あてに答申した。同報告書では、構造改革への取り組みなくしては、経済の中長期的な安定成長は達成できないことを強調した上で、①新規産業の創出・成長ならびに雇用の創出に資する諸施策の実施状況、今後求められる改革の方向性、諸施策の推進により成長が期待できる分野の動向の整理、②経済計画に掲げられている住宅・社会資本整備の推進に向けた諸施策の実施状況、今後必要とされる諸施策等の整理、③国民負担率および財政・社会保障のあり方についての提言を行っている。

また、これとは別に、同審議会は、6分野（高度情報通信、物流、金融、土地・住宅、雇用・労働、医療・福祉）の経済構造改革についての建議「6分野の経済構造改革」を取りまとめた。同建議では、構造改革を推進する上での基本原則として、①市場原理の貫徹と競争の促進が必要、②業種や国境の垣根を超えた競争が確保されるべき、③弱者への配慮には別個の対応が必要、④残る規制については根拠を明確化

し、その運用を透明にすべき、という4点を掲げている。その上で、改革の実施に際しては、明確なタイムスケジュールの設定と、経済的効果の定量的把握が必要であるとして、4点の基本原則に沿った望ましい構造改革という観点からの提言を行っている（なお、6分野のうち、「金融」部分に係る諸施策の個別事項については、『日本銀行月報』1996年12月号「経済要録」を参照。ただし、金融ワーキング・グループの報告書段階では、個別事項の実施期限が明記されていたが、今回の建議では、その後、橋本総理が提唱した「我が国金融システムの改革～2001年東京市場の再生に向けて～」との平仄^{ひょうそく}をとり、改革全体の実施時期を今世紀中とする表現に改められている）。

◆行政改革委員会・規制緩和小委員会、「創意で造る新たな日本」をまとめる

行政改革委員会・規制緩和小委員会は、12月5日、「創意で造る新たな日本—平成8年度規制緩和推進計画の見直しについて—」と題する報告書をまとめた。

同報告書は、13分野51項目にわたる規制緩和を提言しており、金融・証券・保険分野に関する規制緩和項目として、以下の5項目を挙げている。

(金融・証券・保険)

1. 適格退職年金の規制緩和

(1) 運用規制の緩和

- ・ 5：3：3：2 規制の即時撤廃
- ・ 生命保険契約における第一特約に対する3：3：2 規制の撤廃
- ・ 「自主運用」の解禁
- ・ 受託機関の変更等の際の証券現物の移管

(2) 予定利率および給付水準の弾力化

(3) 適格退職年金に係る確定拠出型の導入

2. 外国為替管理制度の抜本的見直し

3. 株式に関する規制緩和

(1) 店頭登録株式等に関する規制緩和

(2) 未登録・未上場株式への投資に係る規制緩和

4. 証券投資信託に係る規制緩和

- ・ 免許制から登録制への移行
- ・ 参入要件の緩和
- ・ 個別承認制度の見直し
- ・ 販売の多様化
- ・ 私募投信の解禁
- ・ 平均信託金制度の見直し
- ・ 外国関連会社等への運用委託の解禁

5. 保険業に係る規制緩和

(1) 損害保険料率（算定会種目）の自由化

(2) 保険商品の届出の範囲の拡大

(3) 販売の自由化

(4) 生・損保相互参入の範囲の拡大

◆日本銀行当座預金決済の「RTGS化」について

日本銀行は、12月6日、日本銀行当座預金の決済を「即時グロス決済」(Real Time Gross

Settlement、以下RTGS)に一本化するための改革案「日本銀行当座預金決済の『RTGS化』について」を発表した。

同改革案は、現状の日本銀行当座預金決済の大半を占める「時点決済」では、参加者が1つでも決済不履行に陥ると、システム全体の運行がストップしてしまうなどの問題がある点を指摘。決済リスク削減の見地から「時点決済」を廃止し「RTGS化」を行うことが適当と判断し、日本銀行当座預金取引先や民間決済システムの運営者と協議しつつ、西暦2000年中を目標に「RTGS化」を行う方針を表明している(同改革案の内容については、『日本銀行月報』1997年1月号「日本銀行当座預金決済の『RTGS化』について」を参照)。

◆経団連、意見書「財政民主主義の確立と納税に値する国家を目指して」を発表

社団法人経済団体連合会は、12月10日、「財政民主主義の確立と納税に値する国家を目指して—財政構造改革に向けた提言—」と題する意見書を発表した。

同意見書では、10年間をめどに財政を再建するため、一般政府(中央、地方政府、社会保障基金)の「支出額の対GDP比率」、および一般政府の「財政赤字や債務残高の対GDP比率」等の数値目標を設け、財政構造改革を実現する方策として、①「財政構造改革法(仮称)」の制定、および②平成9年度を初年度とする3段階のアクション・プログラムの策定を提言している。

同意見書で示された10年間のアクション・プログラムの内容は、次のとおり。

1. 第1期：「緊急財政健全化計画（1997～1999年度）」

まず、財政民主主義を確立する上で最重要の課題である情報開示を徹底する。公会計基準を発生主義会計原則に改め、債務を明らかにするとともに、公的分野の関与の基準を示し、歳出の徹底した見直しを実行する。個別政策についても費用効果分析を義務づけ、あわせて政策の選択肢を示すことで、国民の財政への監視を強める。また、国と地方のあり方を検討し、地方交付税、補助金を削減の方向で見直す。「財政構造改革法（仮称）」を制定し、10年間での財政再建・財政規模の適正化を目指して、第1期の「緊急財政健全化計画」を策定する。

その結果、プライマリー・バランスを97年度中にはほぼ達成し、公的部門（一般政府＋公的企業）の支出総額対GDP比率の上昇を抑制していく。

2. 第2期：「財政再建計画（2000～2002年度）」

目標及び計画等の達成状況を検証した上で、第2期のアクション・プログラムとして「財政再建計画」を策定する。橋本ビジョンにおける中央省庁の再編等の行政機構の改革を実施するとともに、存在意義が不明確な財投機関の廃止・縮小（子会社を含む）を断行する。

その結果、特例公債から2002年度までに脱却し、公的部門の中でも中央政府の支出総額対GDP比率を引下げていく。

3. 第3期：「財政規模適正化計画（2003～2006年度）」

目標及び計画等の達成状況を点検し、2006年度の最終目標の達成を目指した第3期のアク

ション・プログラムとして「財政規模適正化計画」を策定する。歳出入構造改革、情報開示を引き続き徹底することに加え国・地方のあり方を根本的に見直し、地方交付税制度と補助金制度の廃止を含めた抜本改革を進め、地方自治体を再編・統合する。

その結果、長期債務残高を縮小し、公的部門の支出総額GDP比率は現状以上に肥大化することを防ぎ、可能な限り小さくすべきである。因みに、公的部門の支出総額の対GDP比率を現状維持とし、国民負担率を45%程度とした場合、財政赤字の対GDP比率は3%程度に止まる。

◆財政制度審議会・財政構造改革特別部会の最終報告について

財政制度審議会は、12月12日、「財政構造改革特別部会最終報告—活力ある21世紀への条件—」を取りまとめた。

同報告書では、財政構造改革の基準や目標の考え方を概観した上で、各歳出項目の削減・合理化方策について取りまとめている。また、新たな財政健全化目標に関する具体的な提言として、次の点を示した。

1. 国・地方の財政健全化目標として、2005年までのできるだけ早期に、国・地方を合計した財政赤字の対GDP比率を3%以下で可能な限り均衡に近付ける。
2. 国の一般会計に関する目標として、①今後2～3年の間に国債費除きの歳出を租税と均衡させる、②2005年までのできるだけ早期に特例公債から脱却

し、公債依存度を引き下げることに努める。

3. 財政構造改革の道筋において、国・地方それぞれの一般歳出の伸び率を経済成長よりも相当低く抑えることを原則とする。

◆日米保険協議の決着について

大蔵省は、12月16日、「日米保険協議決着のポイント」を発表した。その内容は以下のとおり。

1. 主要分野の規制緩和

(1) 規制緩和策の拡充

- a. 火災保険の付加率アドバイザリー制度の最低保険金額の引下げ
1997年1月1日 200億円
1998年4月1日 70億円
- b. 料率及び特約の届出制の対象に、
1997年1月1日、「医師賠償責任保険」等10種目及び「賠償責任保険」等6種目を加える。

(2) 算定会制度

- a. 大蔵省は、算定会の料率使用義務を廃止することを通じ、所用の国内手続にしたがって、算定会制度の抜本的な改革を行う。
- b. 所要の既定の整備後、大蔵省は、担保危険に基づいて、料率、約款及び販売方法の差別化の柔軟性を有する商品の申請を認可する。
- c. 関連規定の整備が行われるまでの間も、大蔵省は、差別化商品の申請を

認可する。ただし、その場合、算定会を脱会することが必要となる場合がある。

(3) 差別型自動車保険

- a. 大蔵省は、1997年9月1日以降、差別型自動車保険を認可する。
- b. 差別化は、(運転者の)年齢、性別、運転歴、(自動車の)用途、使用方法、地域(7区分: 北海道、東北、関東甲信越、北陸東海、近畿中国、四国、九州)、車種、安全装置、複数所有者に基づいて行われる。

2. 子会社による第三分野への参入

(1) 生保の子損保会社

生保の子損保会社は、1997年1月1日から、下記の激変緩和措置を講じた上で、傷害保険の販売を行うことが認められる。

- a. 既存の販売ネットワークの保護
- ①企業経営者のための非営利団体を通ずる傷害保険の販売禁止
 - ②旅行代理店を通ずる国内及び海外旅行傷害保険の販売禁止
 - ③学校法人等を通ずる学生向け傷害保険の販売禁止
 - ④通販による傷害保険の販売禁止
- b. 共同引受の主幹事とならない場合等の団体傷害保険の引受の禁止
- c. 積立傷害保険の販売禁止

(2) 損保の子生保会社

損保の子生保会社は、激変緩和措置として、医療単品保険及びガン単品保険の販売は認められない。また、改正保険業

法施行前に存在した特約給付比率の制限を維持する。

(3) 激変緩和措置の解除のための基準

大蔵省は、以下の「基準」がすべて満たされてから、2年半後に激変緩和措置を解除する。大蔵省は、遅くとも2001年までに激変緩和措置を終了する意図を有しており、このため、1. の諸措置を遅くとも1998年7月1日までに実施する意図を有する。

- a. 大蔵省が、1.(3)のとおり、差別型自動車通販の申請を認可すること。
- b. 大蔵省が、1.(1)のとおり、火災保険の付加率アドバイザリー制度の対象となる最低保険金額の引下げを行うこと。
- c. 大蔵省が、1.(1)のとおり、届出制の拡大を行うこと。また、かかる届出を実際に受理すること。
- d. 大蔵省が、算定会会員の料率遵守義務を廃止するための所要の規定整備を行うこと。
- e. 大蔵省が、料率等が差別化された商品の申請を認可すること。

◆政府、「経済構造の変革と創造のためのプログラム」を閣議決定

政府は、12月17日、「経済構造の変革と創造のためのプログラム」を閣議決定した。

同プログラムにおいて述べられている「経済構造の変革と創造に向けた基本的考え方」ならびにプログラムの概要は次のとおり。

I. 新規産業の創出

1. 新規産業創出環境整備プログラムの推進
2. 横断的環境整備
 - [1] 資金（リスクマネーの供給）
 - [2] 人材（人材移動の円滑化等、人材育成）
 - [3] 技術（新たな研究開発環境整備、知的財産権の保護等）
 - [4] 情報通信の高度化

II. 國際的に魅力ある事業環境の創出

1. 高コスト構造の是正
 - [1] 抜本的な規制緩和等
 - [2] 商品先物市場の整備
 - [3] 商慣行の改善
 - [4] 標準化制度の改革
2. 企業関連諸制度の改革
 - [1] 企業組織制度
 - [2] 企業税制
3. 労働・雇用制度の改革
4. 経済構造改革に資する社会資本の整備及び利用効率の向上
5. ものづくりを支える地域の産業や技能の集積の維持・発展

III. 経済活力の維持・向上の観点からの公的負担の抑制

◆日本銀行券の発行限度額の引き上げについて

大蔵大臣は、日本銀行法第三十条第一項に基づき、12月17日の閣議を経て、12月20日以降における日本銀行券の発行限度額を51兆円とすることを決定した。発行限度額の引き上げは4年連続となった。

◆平成9年度の政府経済見通しについて

政府は、12月19日、「平成9年度の経済見通

しと経済運営の基本的態度」を閣議了解した。経済見通しに係る主要経済指標は以下のとおり。

主　要　經　濟　指　標

	7年度 (実績)	8年度 (実績見込み)	9年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				8年度	9年度	%程度 (名目)	%程度 (実質)		
1. 国内総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	2.5	2.5	3.1	1.9		
国内総生産	488.5	500.5	515.8						
民間最終消費支出	293.5	300.9	310.3	2.5	2.1	3.1	1.5		
民間住宅	24.3	27.2	26.3	12.0	11.5	△3.5	△4.9		
民間企業設備	72.3	76.9	82.4	6.3	7.4	7.1	7.1		
国民総生産	492.8	506.6	522.2	2.8	2.8	3.1	1.9		
2. 雇労働力人口	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度			
就業者総数	6,672 6,456	6,720 6,490	6,755 6,535	0.7	0.5	0.5	0.7		
3. 鉱工業生産指數	%	%程度	%程度	—					
対前年度比増減率	2.0	3.5	3.3	—					
4. 物価	%	%程度	%程度	—					
国内卸物価指數	△0.8	△0.7	1.3	—					
消費者物価指數	△0.1	0.3	1.6	—					
対前年度騰落率				—					
5. 国際收支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度			
貿易・サービス收支	5.9	1.5	1.3	—					
貿易収支	11.5	8.4	8.4	—					
輸出入	40.9	43.5	44.8	6.2	2.9				
輸入	29.4	35.0	36.3	19.1	3.6				
経常収支	9.5	7.0	6.9						

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、本文において表明されている経済運営のもとで想定された9年度の経済の姿を示すものであり、わが国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことに鑑み、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

◆政府、「財政健全化目標について」を閣議決定

政府は、12月19日、「財政健全化目標について」を閣議決定した。その内容は以下のとおり。

我が国は、21世紀に諸外国に例をみない超高齢化社会を迎えようとしている。現在の財政構

造を放置し、超高齢化社会の下で、財政赤字の拡大を招けば、経済・国民生活が破綻することは必至である。このような事態を回避するためには、経済構造改革等とともに財政構造改革が急務である。このため、国及び地方の一体となつた取組みにより、まず公的債務残高の対GDP比の上昇を止め、その後、最終的には公的債務

残高が絶対額で累増しない姿を実現していくことが必要である。21世紀の活力ある豊かな国民生活を実現するとともに、子どもたちや孫たちに対する責任を果たすために、下記のとおり、財政健全化の努力目標を設定するとともに、その方策についての原則を定め、財政構造改革を強力に推進することとする。

記

1. 国及び地方の財政健全化目標

- (1) 平成17年度(2005年度)までのできるだけ
早期に、国及び地方の財政赤字対GDP
比を3%以下とし、公的債務残高の対
GDP比が上昇しない財政体質を実現する。

(2) (1)の目標達成後、速やかに公的債務
残高が累増しない財政体質を構築する。

2. 国の一般会計の財政健全化目標

- (1) 財政健全化の第一歩として、早急に現世代の受益が負担を上回る状況を解消すべく、国債費を除く歳出を租税等の範囲内とする。
 - (2) 平成17年度（2005年度）までのできるだけ早期に、特例公債依存から脱却するとともに、公債依存度の引下げを図る。
 - (3) 特例公債依存からの脱却後、速やかに公債残高が累増しない財政体質を構築する。

3. 財政健全化の方策

財政健全化目標の達成のため、歳出全般について聖域なく見直しを行い、国においては、一般歳出の伸び率を名目経済成長率よりも相当低く抑える。

地方に対しても、国と同様に、歳出の伸率を抑制するよう要請する。

◆平成8年度一般会計第1次補正予算案について

政府は、12月20日、平成8年度一般会計第1次補正予算案を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

平成8年度一般会計第1次補正予算案

(単位 億円)			
		増減(△)額	
歳 入	1. 税 2. 税 3. 公 (1) 建 (2) 特 4. 7 年 (1) 財政法 (2) 地方交付税	外 債 収 債 公公 度剩余 6条剩余 付 計	3,910 322 13,390 16,760 △ 3,370 9,041 6,174 2,868 26,663
	合		
	1. 追 加 財 政 需 要 (1) 阪神・淡路大震災復興対策費 (2) 災害復旧等事業費 (3) 緊急防災対策費 (4) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費 (5) 緊急経済構造改革対策費 (6) 税制改革関連対策費 (7) 病原性大腸菌O-157関連緊急対策費 (8) S A C O 関連経費 (9) 沖縄特別振興対策調整費 (10) 義務的経費の追加 (11) 住宅・都市整備公団補給金等 (12) その他の経費		26,598 2,945 2,232 6,472 3,100 1,769 2,140 104 72 50 3,760 1,467 2,487 3,412 2,868 544 3,087 1,543 1,543 △8,021 △1,500
	2. 地 方 交 付 税 交 付 税 (1) 7 年 度 剩 余 金 (2) 8 年 度 税 収 増 金	見 見 合 合	
	3. 国債整理基金特別会計へ繰入(7年度剩余金の1/2) 4. 厚生保険特別会計へ繰入 5. 自動車損害賠償責任再保険特別会計へ繰入 6. 既定経費の節減 7. 予備費の減額		
	合	計	26,663
歳 出			

(参考) 財政投融資計畫

財政投融資計画 国営土地改良事業特別会計等に対し総額539億円追加し、中小企業金融公庫等に対し総額5,629億円減額する

◆自由民主党、社会民主党、新党さきがけ3党、「金融行政機構等の改革について」を発表

自由民主党、社会民主党、新党さきがけの3党は、12月24日、「金融行政機構等の改革について」を発表した。その項目は右のとおり。

◆平成9年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案について

政府は、12月25日、平成9年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案を閣議決定した（大蔵原案の内示は12月20日）。その概要は次のとおり。

平成9年度一般会計予算案

		(単位 億円、%)	
歳 入	歳 出	9年度	8年度 当初予算比 増減(△)率
租税および印紙収入	578,020	12.6	
その他の収入	28,810	5.5	
うち国債整理基金特会受入	1,715	0.0	
その他の収入	27,095	5.9	
公債金	167,070	△20.6	
合計	773,900	3.0	
一般歳出	438,067	1.5	
うち社会保障関係費	145,501	1.8	
恩給関係費	15,973	△ 3.7	
文教・科学振興費	63,436	1.9	
防衛関係費	49,475	2.1	
公共事業関係費	86,162	1.5	
経済協力費	10,885	1.6	
中小企業対策費	1,865	0.5	
エネルギー対策費	6,860	△ 0.9	
主要食糧関係費	2,692	△ 0.5	
その他の事項経費	51,718	2.2	
予備	3,500	0.0	
国債費	168,023	2.6	
地方交付税交付金	154,810	13.8	
産業投資特別会計へ繰入等	13,000	0.0	
緊急金融安定化資金	—	—	
合計	773,900	3.0	

1. 金融行政機構の改革

- (1) 大蔵省の金融部局の改革
 - (2) 金融の検査及び監督体制の改革—「金融検査監督庁」（新機関、仮称）の設置
2. 財政と金融の分離等
3. 日本銀行法の抜本的改正

平成9年度財政投融資計画

		9年度	8年度 当初計画比 増減(△)率
原資内訳	産業投資特別会計 資金運用部資金 簡保資本金 政府保証債・政府保証借入金 うち政府保証債	644 455,508 75,419 30,000 30,000	△ 0.9 8.7 △12.8 △ 3.2 △ 3.2
合計		561,571	4.5
運用	住宅関連機関 うち住宅金融公庫 住宅・都市整備公団	116,323 106,473 9,850	△ 4.2 △ 2.4 △20.1
先別	中小企業関連機関 うち国民金融公庫 中小企業金融公庫 環境衛生金融公庫	52,597 31,700 16,900 3,410	△ 4.5 △ 0.6 △ 9.6 △ 5.7
内訳	その他公庫・銀行 うち日本開発銀行 日本輸出入銀行	30,385 13,550 10,600	△ 6.6 △ 5.5 △ 0.9
内訳	その他公団・事業団等 うち年金福祉事業団 日本道路公団 首都高速道路公団 日本国有鉄道清算事業団	87,956 19,699 21,900 4,002 9,035	△ 4.5 △ 7.6 13.7 △ 3.5 △10.1
内訳	地方 うち地方公共団体 公営企業金融公庫	106,010 86,000 20,010	1.8 △ 1.5 18.5
内訳	資金運用事業分 うち郵便貯金特別会計 年金福祉事業団 簡保福祉事業団	120,300 75,000 25,300 20,000	40.0 50.0 33.8 17.6
合計		513,571	4.5

(注) 原資内訳合計と運用先別内訳合計との差額は、資金運用部資金による国債引受け（48,000億円）。

◆金融制度調査会・金融機能活性化委員会の論点整理について

金融制度調査会・金融機能活性化委員会は、12月26日、「金融機能活性化委員会のこれまでの議論の整理と今後検討すべき事項について」と題する論点整理をまとめた。今回の論点整理では、平成7年8月の同委員会設置以降の議論を整理した上で、「今後、検討が必要と考えられる事項」として、以下の項目を列挙している。

- 金融持株会社制度の導入
- 専門金融機関制度にかかる規制の撤廃
- 銀行本体で取り扱える業務の範囲（有価証券関連デリバティブの取り扱い、投信・保険の窓販、A B S等新しい有価証券の取り扱い）
- 業態別子会社の業務範囲、弊害防止措置の見直し等
- 債権流動化
- 電子マネー・電子決済等
- 金融先物取引のあり方
- 短期金融市场の整備
- 地域金融機関の役割
- ノンバンク問題
- 顧客・消費者保護
- 早期是正措置の導入
- 金融市场改革に関する所要の体制整備

◆「早期是正措置に関する検討会」の「中間とりまとめ」について

「早期是正措置に関する検討会」（大蔵省銀行局長の私的研究会）は、12月26日、平成10年4月に導入が予定されている早期是正措置に関する「中間とりまとめ」を発表した。「中間とりまとめ」では、本制度の前提となる適正な財務諸表作成に当たっての基本的考え方を整理した上で、自己資本比率（国内基準）の算定方法の見直しや早期是正措置の措置区分および措置発動の基準値等、早期是正措置の骨格について取りまとめている。

◆現行金利一覧 (9年1月16日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	0.5	7.9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	0.75	7.9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7. 9.14 (2.0)
長期プライムレート	2.5	8.12.11 (2.7)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	3.00	8.12.11 (3.10)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.00	8.12.11 (3.10)
・住宅金融公庫	3.10	8.10. 9 (3.25)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	2.90	8.12.11 (3.00)
(期間5年~7年)	2.95	8.12.11 (3.05)
(期間7年以上)	3.00	8.12.11 (3.10)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

		発 行 条 件	(9年1月16日現在) 改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回り(%)	<u>2.633</u>	2.751
	表面利率(%)	<u>2.7</u>	2.8
	発行価格(円)	<u>100.53</u>	100.38
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	<u>1.792</u>	2.016
	同税引後(%)	<u>1.455</u>	1.635
	発行価格(円)	<u>91.50</u>	90.50
政府短期証券(60日)	(7年9月13日発行分~)(7年7月31日発行分~)		
	応募者利回り(%)	0.374	0.625
	割引率(%)	0.375	0.625
	発行価格(円)	99.9384	99.8973
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	<u>2.763</u>	2.864
	表面利率(%)	<u>2.7</u>	2.8
	発行価格(円)	99.50	99.50
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	<u>2.776</u>	2.877
	表面利率(%)	<u>2.7</u>	2.8
	発行価格(円)	99.40	99.40
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%)	1.100	1.100
	表面利率(%)	1.1	1.1
	発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	1.600	1.600
	表面利率(%)	1.6	1.6
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	<1月後半債>		<1月前半債>
	応募者利回り(%)	0.452	0.452
	同税引後(%)	0.371	0.371
	割引率(%)	0.44	0.44
	発行価格(円)	99.55	99.55

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国連邦公開市場委員会(FOMC)、11月13日開催の同委員会議事録を公開

1996年12月20日、米国連邦公開市場委員会は、11月13日に開催した同委員会の議事録を公開した。その主な内容は以下のとおり。

(結論)

現状の金融スタンスを維持することを決定。また、次回開催日までの政策変更の余地としては、準備ポジションに対してきつめの圧力をかけることがあり得るとすることで一致。

(議論の要点)

- (1) 米国の景気は、1996年第3四半期以降、持続可能な拡大テンポまで鈍化した。先行きについては、総じて良好な金融環境が下支え要因となって、緩やかな拡大が持続するとみられる。中でも、第3四半期に大幅に鈍化した個人消費は、所得環境良好を背景にリバウンドすることが見込まれる。
- (2) 物価面をみると、労働需給が一段と逼迫しているが、賃金の上昇テンポは、予想よりも落ち着いており、現在のところ物価上昇の証左は見当たらない。先行きについては見方が分かれたが、インフレ・リスクはなお払拭されておらず、アップサイド・リスクはなお残されている。
- (3) 当面の政策運営については、引き続き景気・インフレ動向を見極める猶予があると

の認識に立ち、現状の金融政策および次回会合までの引き締めバイアスを維持することで、すべての委員が同意した。なお、次回会合までの政策変更の余地については、複数の委員は、インフレ圧力が低下しているとの判断から、中立が適当と主張したが、現在の不確実な状況のもとでは時期尚早であり、また当局が緩やかな物価上昇見通しに対する懸念を弱めているとの誤ったシグナルを送る可能性があるとの議論に落ちていた。

◆E U、ダブリンで欧州理事会を開催

E U首脳は、12月13、14日、アイルランドのダブリンに於いて、欧州理事会(European Council)を開催した(いわゆるE Uサミット)。今回の欧州理事会では、経済通貨統合(Economic and Monetary Union<EMU>)、雇用、政府間協議(Intergovernmental Conference<IGC>)、対外政策等について協議し、コミュニケを発表した。このうち、EMUに関連する主な内容は以下のとおり。

1. EMU第3段階移行に関する判定会議

欧州理事会は、欧州連合条約(マーストリヒト条約)第109-j条2項の規定にのっとり、EMU第3段階への移行に関する判定会議を行った結果、1996年末時点では移行適格国がE U加盟国の過半数に達していないため1997年

中におけるEMU第3段階移行は適当でないこと、したがって、1999年1月1日にEMU第3段階へ移行すること、を公式に確認した。

2. 新ERM

欧州理事会は、EMU第3段階に当初から参加する国がEU加盟国の一員に限られる可能性が高いことを踏まえ、参加国(Ins)と未参加国(pre-Ins)間の為替の安定を図ることを目的として、新たに以下のような為替取り極め(新ERM)を構築することを承認した。

- ① euroとpre-Ins国通貨との間に新ERMを設定する。新ERMへの参加は、pre-Ins各国の任意とする。
- ② euroとpre-Ins各国通貨との間の為替相場の中心値、および変動許容幅は、Insとpre-Ins双方の合意のもとで設定されることとし、特に変動許容幅については、pre-Ins各国の経済情勢が、その収斂状況において多様であるとみられることに鑑み、現行ERM(中心値±15%)におけるように広いものとする。
- ③ 欧州中央銀行(ECB)とpre-Ins各国中央銀行の介入は、上記変動許容限度において、原則として、自動的に、かつ無制限に行われることとするが、物価安定維持という第一義的目的に反する場合には、ECBおよびpre-Ins各国中央銀行は介入の実行を見合わせることができる。
- ④ 重大なミスアラインメントを回避すべく、適時のリアラインメントの実施を旨とする。なお、これを発議する権利は、ECBを含む本取り極めの参加主体すべてが有する。

3. euroに関する法整備

欧州理事会は、1996年10月に欧州委員会が提示したEU規則案に基づいて単一通貨euroの導入に必要な法的枠組みを確立することを検討し、実務的な準備が整い次第、正式な規則を成立させるとの方針を承認した。その内容は以下のとおり。

- ① euro導入後、旧各国通貨が並行して流通し続ける通貨統合移行期(1999年1月1日～遅くとも2001年12月31日<予定>)においては、旧各国通貨はeuroの内訳単位(sub-division)と位置付けられ、両者の法的地位は同等(両者とも法定通貨)である。
- ② euro導入は、既存の契約の継続性には影響しない。
- ③ 公的ECUは1対1の比率でeuroに交換される。

4. 安定協定(Stability and Growth Pact)

欧州理事会は、単一通貨euroの信認を維持する観点から、通貨統合参加国に対し財政節度を維持させる包括的スキームである「安定協定」(Stability and Growth Pact)の骨格を以下のとおり合意した。

- ① 本スキームは、過大な財政赤字(対GDP比3%超過)の発生を防ぐサーバイランス・システムと、実際に超過した場合の是正手続きおよび罰則規定から構成される。
- ② サーバイランスについては、各国が、中期的に均衡財政ないし財政黒字を目指すに当たっての施策、およびその前提と

なる経済情勢等をまとめた「安定プログラム (stability program)」を、毎年更新の上、欧州委員会に提出する。

③ 実際に過大な財政赤字^(注1)が発生した場合には、閣僚理事会が、欧州委員会等の意見を踏まえて、当該国に対し、改善に向けての勧告（4か月以内に有効な対策をとること、および1年以内に過大な財政赤字の解消を図ること）を行う。なお、こうした勧告が遵守されなかった場合には、当該国に対し、罰則が適用される（まず、無利子預金^(注2)を課し、さらに2年以内に過大な財政赤字が解消しない場合には、同預金は没収される）。

^(注1) ただし、過大な財政赤字の判定については、以下のような例外規定が設けられている。

- a. 実質GDPが2%以上減少した場合には、財政赤字を是正するには不況の度合が余りに大きいため、原則として例外と見做し、過大な財政赤字とは認定しない。
- b. 実質GDPの減少が0.75%以下にとどまる場合には、原則として例外扱いはしない。
- c. 実質GDPの減少が、0.75~2%となる場合には、減少の突発性や従来のトレンドとの対比における減少幅の累積等を勘案しつつ、閣僚理事会において特定多数決により、例外に該当するかどうかの判断を行う。

^(注2) 罰則となる無利子預金の額は、固定部分（名目GDPの0.2%）に加え、可変部分として、財政赤字額の3%超過分の10分の1相当額（したがって、1%ポイント超過につき名目GDPの0.1%。ただし、固定部分と合算で、名目GDPの0.5%が上限）とされている。

◆欧州諸国の中銀、政策金利を引き下げ

欧州諸国のうち、フランス、スウェーデンおよびイタリアの中央銀行は、以下のとおり政策金利を引き下げた（（ ）内は実施日）。

・フランス銀行	(12月17日) (12月19日) (1月30日)
5~10日物現先オペ金利	4.75→4.60% → → →
市場介入金利	3.20→ → → 3.15 → 3.10%
・イタリア銀行	(1月22日)
公定歩合	7.50→6.75%
高率適用金利	9.00→8.25%
・スウェーデン・リクスバンク	(1月3日)
公定歩合	3.50→2.50%

◆フランス銀行金融政策理事会理事に、ガイアン、ベルナルール両氏が就任

シラク内閣は、1月3日、フランス銀行金融政策理事会（定員9名）のボワソナおよびドモルド両理事の後任に、ガイアン氏（冶金鉱業協会名誉会長）、およびベルナルール氏（クレディ・フォンシェ銀行副頭取）の任命を決定した（同職の任期は1月7日より9年間）。

◆ブンデス銀行、1997、98年のマネーサプライ（M₃）目標値を約5%に設定

ブンデス銀行は、1996年12月19日の中央銀行理事会において、マネーサプライ（M₃）の1997、98年の年間伸び率目標を約5%とし、

1997年第4四半期の目標レンジを+3.5～6.5%（1996年第4四半期平残対比）とする旨決定した。

今回の決定に関し、ブンデス銀行は以下のとおりコメントを発表した。

- (1) ブンデス銀行は、特に国際金融市場に起因するマネーサプライのボラティリティの高まりから、ここ数年間は従来に比べ、金融政策運営に当たってマネーサプライの中長期的トレンドに注目していることを強調してきた。また、現実の政策決定においては、EMU（経済・通貨統合）の第3段階を目前に控えているという特殊な環境条件に配慮すべきであろう。こうした背景から、マネーサプライ目標の対象期間を2年間に延長することにした。
- (2) ブンデス銀行は、引き続き、物価の安定、および持続的な経済成長のための金融面の前提条件を同時に確保するよう、金融政策を運営し、そのために、M₃が1997、98年の両年、年率約5%の増加を示すことが適切であると考えている。
- (3) 短期的に許容できるマネーサプライの伸びについての指針を市場に与えるために、1997年については、同年第4四半期の1996年第4四半期対比+3.5～6.5%を目標レンジとする。レンジ幅が1996年と同じく3%ポイントと広いのは、引き続き短期的なマネーサプライのボラティリティが大きいことを考慮したものである。1997年末には1998年のマネーサプライ目標レンジを明らかにする予定である。
- (4) ブンデス銀行は、マネーサプライ・コントロールの考え方、およびM₃の金融政策上の中心的指標としての位置付けを維持す

る。マネーサプライはここ数年間大きな変動に晒されてきたが、マネーサプライとインフレ率との長期的な関係は、従来同様十分安定的である。

(5) 1997、98年の年間伸び率目標値（約5%）は、潜在成長率+2.0%強（前年+2.5%）、中期的な物価上昇率+1.5～2.0%（前年+2.0%）、貨幣の流通速度低下分+1.0%（前年+1.0%）を前提としている。

最近のマネーサプライ（M₃）の目標値と実績

（単位 平残、前年第4四半期対比年率、%）

	1994年	95年	96年	97年	98年
目標値	+4～6	+4～6	+4～7	+3.5～6.5 (前年比約+5)	— (前年比約+5)
実績	+5.7	+2.1	(11月+8.0)	—	—

◆フランス銀行、1997年の金融政策運営方針等を公表

フランス銀行は、1996年12月17日の金融政策理事会において、1997年の金融政策運営方針を決定し公表したほか、政府の経済通貨統合（EMU）第3段階に向けてのスタンスを支持する旨を発表した。その概要は以下のとおり。

1. 1997年の金融政策運営方針

- (1) 最終目標である物価安定については、1997年中の物価（CPI）上昇率を中期的目標と同じ2%以下とする。
- (2) 同最終目標達成のため、次の2つの中間目標を設定する。
 - ① ERM（EU内の為替相場メカニズム）参加国通貨の中で、最も信認を得ている通貨グループに対する仏フラン価値

の安定を確保すること。

- (2) マネーサプライ（注1）の中期的な増加率を+5%とする。これは、物価上昇率の中期的トレンド+2%以下、実質成長率の中期的トレンド約+2.5~3%という数値と整合的。

（注1）マネーサプライについては、1996年までM₃を中間目標としていたが、1996年初来の短期金利低下によりM₃対象外の規制金利商品へ大幅なシフトが生じた結果、M₃の動きが不安定化したため、1997年からはM₁、M₂、M₃、M₃+P₁（注2）を総合的にみていく方針に転換。

（注2）P₁とは、住宅積立貯蓄、企業貯蓄通帳預金、庶民積立貯蓄（銀行型）、保険会社の準備金等の合計。

- (3) 国内総負債残高を引き続き重要なインディケーターとしてモニターする。物価動向をみていく上では、設備稼働率、生産コスト、所得動向および商品市況を注視する。また、長期金利と国際収支の動向も引き続き考慮する。

2. このほか、通貨価値の安定が、経済成長および雇用拡大の必要条件であることを強調するとともに、次のとおり、政府のEMU第3段階に向けてのスタンスを支持する旨、発表した。

- (1) フランス銀行の金融政策は、フランス政府の欧州政策と歩調を一にするものであり、①物価の安定、②仏フラン相場の安定、③長期金利の低位安定を通じ、EMU第3段階参加の条件達成に直接寄与している。
- (2) ダブリンのEUサミットにおける安定協定（Stability and Growth Pact）に関する合意は、フランス国民および国際的機関投資家に単一通貨euroの信認向上を確信させるものとして評価する。

◆スイス国民銀行、1997年の金融政策運営方針を公表

スイス国民銀行は、1996年12月13日、1997年の金融政策運営方針を公表した。その概要は以下のとおり。

(1) 理事会は、連邦政府と合意のもと、金融緩和政策を継続する方針である。また、1997年の中央銀行通貨量（注）（季調済み第4四半期の前年比）増加率についても、中期目標値（1995~99年の平均年率+1.0%）に合致した目標値を設定する。こうした政策は、国内の景気低迷およびEUの通貨統合を巡る不透明な要素を考慮したものである。インフレ・リスクについては現在のところ低いとみている。なお、1997年の実質GDP成長率は約+0.5%、物価上昇率は約+1.0%と見込んでいる。

（注）中央銀行通貨量とは、流通現金と金融機関の中央銀行預け金の合計。

- (2) また、前年同様、中央銀行通貨量の指標性を、他のマネーサプライ関係指標も参照しながら点検していくこととし、仮に金融市場が混乱した場合には、中期的政策運営方針から離れることもあり得る。
- (3) なお、1996年第4四半期の中央銀行通貨量は、前年比約+4.5%増加した見込みである。

◆韓国財政経済院、社債に関する外国人投資規制を緩和

韓国財政経済院は、12月15日、上場中小企業が発行する社債に対する外国人投資規制の緩和措置を発表し、1997年1月3日より施行した。概要は次のとおり。

① 外国人向けに発行する無保証債（注）を許可。発行適格条件としては、上場企業債であること、国内3格付け機関からB B格以上の格付けを取得していることが必要。

（注）韓国の上場企業が発行する無担保社債には、銀行保証等が付く保証債と保証が付かない無保証債の2形態が存在。

② 転換社債に対する外国人投資家の投資上限枠を引き上げ。

外国人投資家全体の1銘柄投資上限比率を従来の30%から50%に引き上げるほか、外国人投資家1人当たりの1銘柄投資上限比率も5%から10%に引き上げることを決定した。

◆台湾財政部、対内投資規制を緩和

台湾財政部は、12月19日、金融自由化の一環として、1海外機関投資家当たりの株式投資上限額を現行の4億ドルから6億ドルに引き上げることを決定した。

◆香港、「臨時立法会」議員選挙を実施

12月21日、香港返還後の新しい立法機関となる「臨時立法会」（全60議席）の推薦委員会による議員選挙が行われた。

◆シンガポール、総選挙で与党圧勝

1月2日、シンガポール国会（一院制、83議席）の総選挙が実施され、与党の人民行動党（PAP）が81議席を獲得して圧勝、一方、野党は4議席から2議席（労働党1議席、人民党1議席）に減少した。

◆タイ中央銀行、1997年経済見通しを発表

タイ中央銀行は、12月26日、実質GDP成長率等の1996年実績見込みおよび1997年見通しを発表した。概要は下表のとおり。

	(単位 %)		
	1995年実績	96年実績見込み	97年見通し
実質GDP成長率(前年比)	8.6	6.7	7.1
CPI上昇率(‰)	5.8	5.8	4.8
経常収支対GDP比	△8.1	△8.2	△7.9

◆タイ、外国銀行7行のオフショア銀行業務を認可

タイ大蔵省は、12月25日、外国銀行7行（うち邦銀2行）に対してオフショア金融市場（BIBF、Bangkok International Banking Facilities）での銀行業務を認可した。

本措置の実施に伴い、BIBF免許を取得している銀行は地場商業銀行15行、外国銀行37行（うち邦銀8行）の合計52行となった。

◆インドネシア政府、1996年度予算案を発表

インドネシア政府は、1月6日、1997年度（1997年4月～1998年3月）予算案を発表した。予算総額は101兆867億ルピア（約431億米ドル相当）で、前年度当初予算比では+11.6%の伸びとなっている。

歳入面では、石油・ガス収入は小幅の伸びにとどまるが、税収（非石油・ガス収入）は前年度比+14.2%と高い伸びを見込んでいる。歳

出面では、高金利債務の前倒し返済等により対外債務支出の減少が見込まれるが、人件費（同+15.9%）、開発歳出（同+12.8%）は2桁の伸びを計上している。

(単位 億ルピア、%)		
	1997年度	前年度比
歳 入	1,010,867	11.6
国 内 歳 入	880,607	12.6
石油・ガス収入	148,711	5.3
非石油・ガス収入	731,896	14.2
所 得 税	291,177	22.8
付 加 価 値 税	246,014	12.9
海外からの援助・借入等	130,260	4.9
歳 出	1,010,867	11.6
経 常 歳 出	621,588	10.8
人 件 費	211,920	15.9
対 外 債 务 支 出	195,709	△ 3.2
開 発 歳 出	389,279	12.8

◆中国人民銀行、外国銀行4行の人民元業務を認可

中国人民銀行は、12月12日、外国銀行に人民元建て預貸業務を認める「上海浦東外資金融機構による人民元業務試行暫定管理弁法」を発表し、12月30日、4行（うち邦銀2行）を認可し

た。中国人民銀行は、1997年についても、他の外国銀行に対する同様の認可を行う方針を表明した。なお、上記弁法の内容は、①中国国内に3年以上支店を開設し、違法記録がなく、2年以上黒字を計上していること、②認可申請前の1年間の外貨融資残高が月末平均で1.5億米ドル以上であり、かつ外貨建て総資産に占める外貨貸出の比率が50%以上であることを条件に、③上海浦東地区支店で、外貨建て負債額の35%を上限に人民元建ての預貸業務を認めるというもの。

◆中国人民銀行、A株の海外投資家への解禁を表明

中国人民銀行の陳元副行長は、12月2日、従来国内投資家に売買を限定してきたA株^(注)を、1997年初を自処に海外投資家にも解禁することを表明した。

具体的には、外資金融機関が内資企業と合弁で投資信託会社を設立し、この合弁会社がA株売買を行うという仕組みが検討されている（なお、外国人投資家によるA株の直接売買は引き続き禁止）。

(注) 中国国内で上場されている中国企業株式には、現在売買が国内投資家に限定されているA株と外国投資家に限定されているB株の2種類がある。